資料2

○加東市生活支援体制整備事業実施要綱

平成28年6月6日 告示第131号

(趣旨)

第1条 <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号</u>に規定する生活支援体制整備事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は加東市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

- 第3条 市長は、生活支援体制整備事業として、次に掲げる事業を実施する。
 - (1) 次のアからウまでの地域資源の開発に関する事業
 - ア 地域に不足するサービスの創出
 - イ サービスの担い手の養成及び研修
 - ウ 高齢者等が担い手として活動できる場の確保
 - (2) 次のア及びイのネットワークの構築に関する事業
 - ア関係者間の情報共有
 - イ 生活支援等サービス提供主体間の連携の体制づくり
 - (3) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングに関する事業

(生活支援コーディネーター)

- 第4条 市長は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するために、地域における助け合い 及び生活支援サービスの提供実績のある者又は支援を行う団体等であって、<u>前条</u>の事業内容を適切に 行うことができ、かつ、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公 平中立な視点を有する者を生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)として配置する。
- 2 コーディネーターは、地域包括支援センター等と連携し、地域の高齢者の日常生活ニーズを調査 し、及び地域資源の状況を把握することとともに、<u>次の各号</u>に掲げる取組を総合的に支援し、及び推 進するものとする。
 - (1) 地域のニーズ、並びに資源の状況の可視化及び問題提起
 - (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
 - (3) 関係者のネットワーク化
 - (4) 目指す地域の姿及び方針の共有並びに意識の統一
 - (5) 生活支援の担い手の養成及びサービスの開発
 - (6) ニーズ及びサービスのマッチング

(協議会)

- 第5条 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報の共有、連 携及び協働による資源開発等を推進するため、<u>次の各号</u>に掲げる事項を検討する加東市生活支援体制 整備推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
 - (1) 生活支援コーディネーターの補完的役割に関すること。
 - (2) 生活支援サービスのニーズ及び地域資源の把握に関すること。
 - (3) 生活支援サービスの可視化の推進に関すること。
 - (4) 生活支援サービスの企画、立案及び方針の協議に関すること。
 - (5) 社会福祉法人等の多様な主体間との情報交換等に関すること。
- 2 協議会は、委員20人以内で組織し、<u>次の各号</u>に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 生活支援コーディネーター
 - (4) 生活支援サービスを担う各種団体の代表者又はその団体が推薦する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を行う。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 協議会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平30告示46·一部改正)

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

<u>この告示</u>は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。